

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (改正クリーンウッド法) について

各ページの右上に対象事業者に関する記号を記載しています。各記号の説明は下記のとおりです。

- 第1** : 第1種木材関連事業者（第1種事業者）
- 第2** : 第2種木材関連事業者（第2種事業者）
- 素** : 素材生産販売事業者
- 全** : 全ての事業者（第1種及び第2種事業者並びに素材生産販売事業者）

SGEC/PEFCセミナー（8/18）

林野庁木材利用課

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17（2005）年	グレンイーグルズサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18（2006）年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20（2008）年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法（平成20年） (欧) EU木材規則（平成25年） (豪) 違法伐採禁止法（平成26年）
平成28（2016）年 平成29（2017）年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立 クリーンウッド法施行	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和4（2022）年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合（タイ）	
令和5（2023）年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	
令和7（2025）年	改正クリーンウッド法施行	

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定(第3条)
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供(第4条)
- 法の意義に関する国民・事業者への広報(第4条)
- 登録実施機関の登録(第23条)
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力(第38、39条、41条)
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査(第10、11、14、40、45条)

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務(第5条)

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売(消費者に対する販売を含む)又は木材を使用した建築等をする事業者

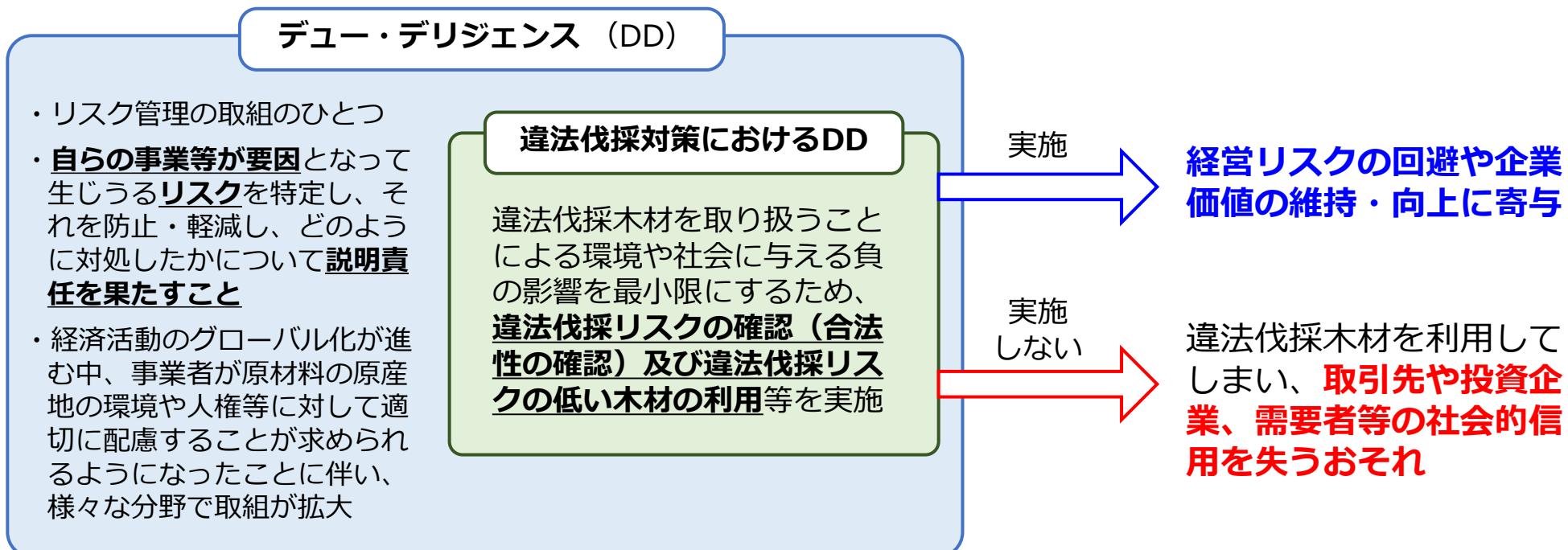
- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認(デュー・デリジェンス(DD))等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務(第6~8、12条)
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務(第13条)
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度(第20条)

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲り渡す事業者

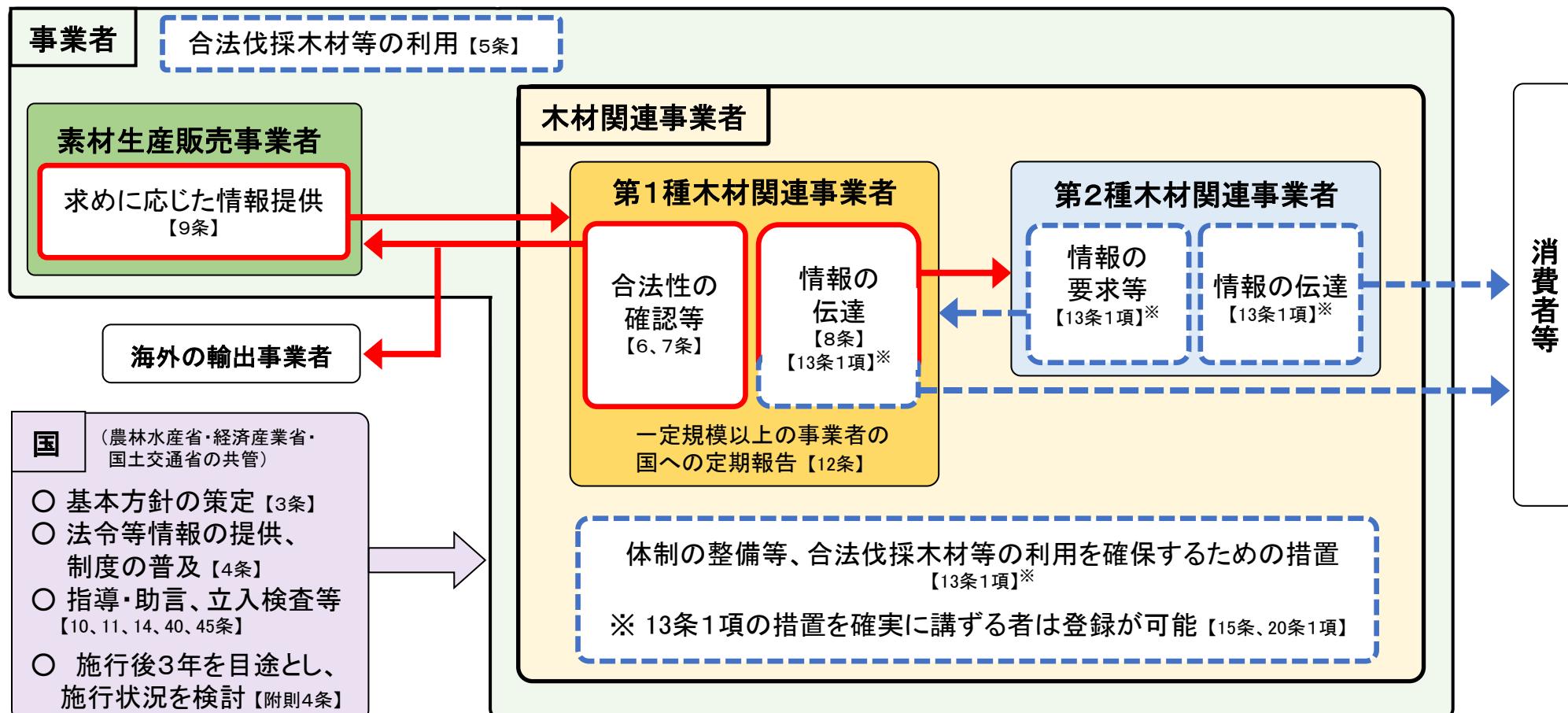
- 川上の木材関連事業者への情報提供義務(第9条)

- (1) デュー・デリジエンス(DD)とは、自らの事業等が要因となって生じうる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与



- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項) → : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



- (1) 木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」
- (2) いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定
- (3) 家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

1. 対象物品 (赤字は改正部分)

木材	家具・紙等の物品
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1) 素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為 により生産されたもの等を含む</p> <p>(2) 板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3) 単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</p> <p>(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5) のこぎり・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結せであるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテイション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 2 木材パルプ 3 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの 4 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 5 木質系セメント板 6 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 7 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 8 1~7の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

2. 家具の考え方

- (1) **主たる部材に木材を使用したもの**
 - ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等 (※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない)
- (2) 施行規則第2条第8号に該当するもの (例：椅子の座面、机の天板等の部材 等)

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外 (例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等)

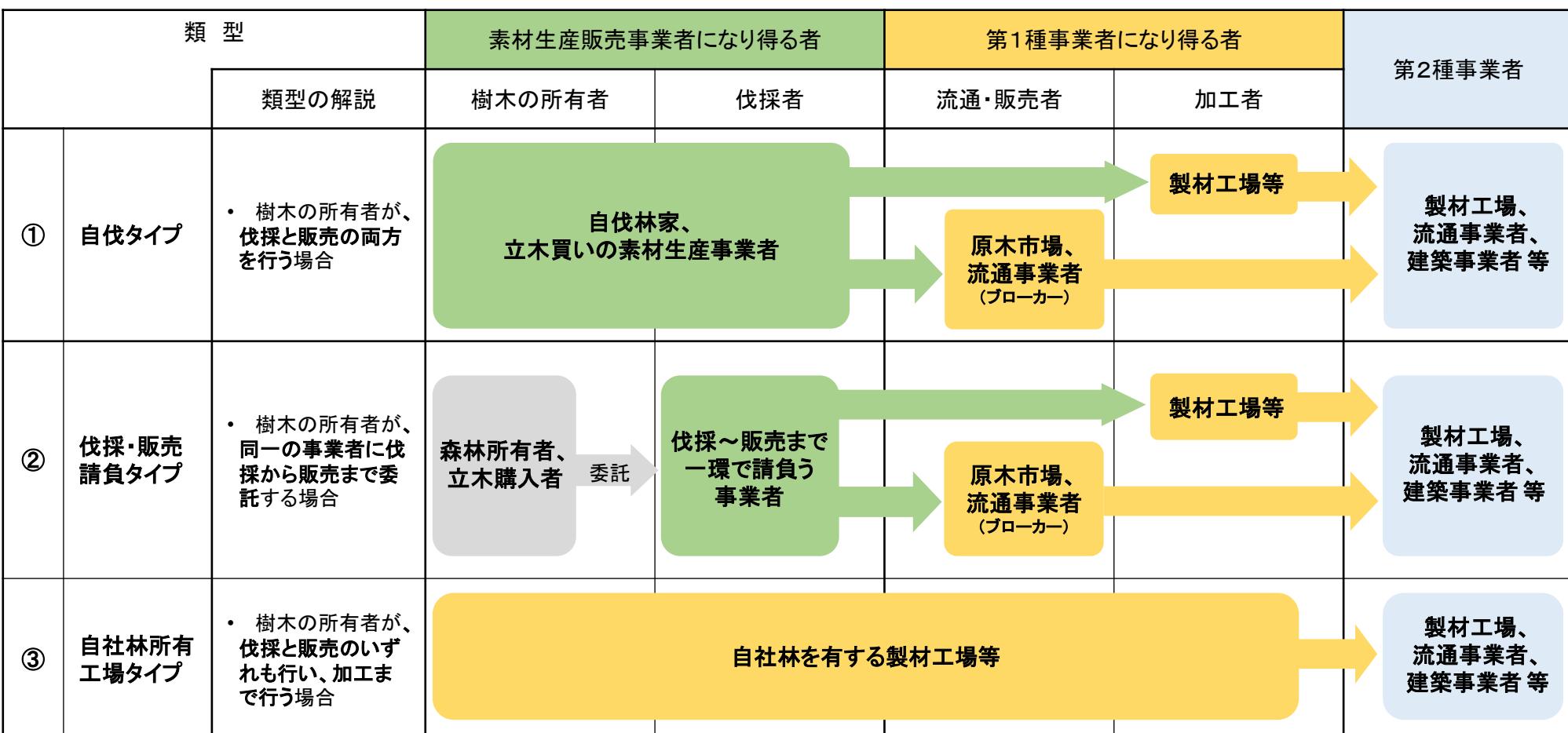
- (1)原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- (2)第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者
(情報提供の応諾義務の対象)

: 第1種事業者
(合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

: その他の事業者等



木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

全

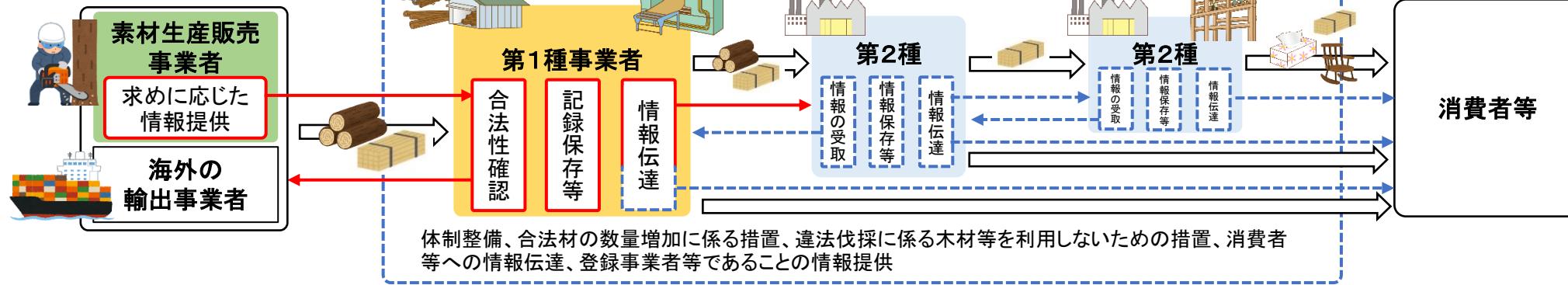
素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置		③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

→ : 木材等の流れ

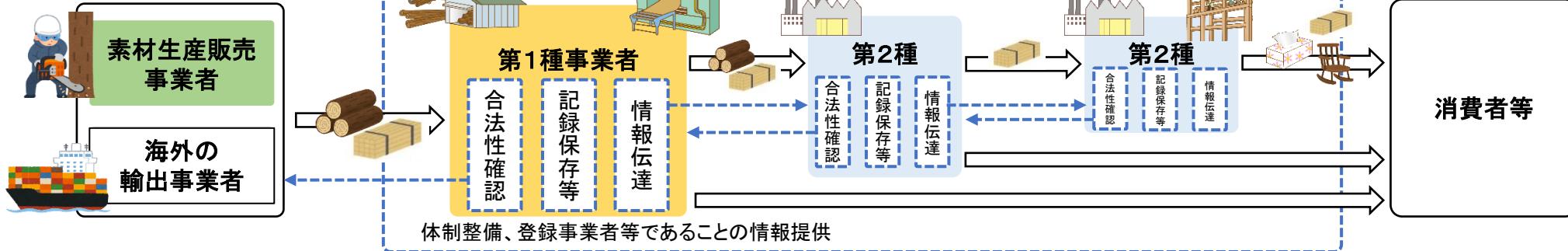
→ : 義務

→ : 努力義務

【改正後】



(参考:現行)



(1) 原材料情報の収集・整理

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

(1) 取引において通常用いている名称

- ① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等
- ② 輸入材：ベイマツ、ユーカリ等

(2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

(1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など

(2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）

(1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林經營計画認定書及び森林經營計画書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材ガイドラインに基づく合法木材証明書 など※

※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）

(2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など

(3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）

※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要

※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

証明として活用できる情報の具体例（国産材）

(別紙)

第1

共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
	②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
	③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
	④森林経営管理法第43条における命令書または公告
	⑤森林法第49条における立入調査の許可書
	⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
	⑦森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書(伐採に係る箇所のみ)
	⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明(合法性を要件にしている制度に限る)
	⑨森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度に限る)
	⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による認定に限る)
	⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
民有林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
	②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
	③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
	④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
	⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
普通林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
	②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
	③森林法第34条の2における 択伐 及び同法第34条の3における間伐の届出書
	④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
	⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	①林産物の売買契約書、請書等
	②産物販売委託契約書
	③立木補償に関する契約書、請書等
	④樹木採取権実施契約書

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

(別紙)

第1

原産国	政府機関	許可書	カナダ: 丸太輸出許可証
		届出書	フィリピン: 公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書(CTO)
	準ずる機関	届出書	EUDRを批准している国: EUDRにおけるDDステートメント(※EUDRの施行後に活用可能)
		届出書	アメリカ: 針葉樹原木についての輸出に関する届出書
輸出国	政府機関	許可書	カナダ: 州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ: 州政府への伐採報告書
	準ずる機関	届出書	※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
その他	政府機関	許可書	フィリピン: 木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア: 木材合法性認証機関(LVLK)による合法性証明書
		①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報(原産国法令の適用がない場合のみ)	
		②森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度に限る)	
		③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による認定に限る)	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関: 州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

(2) 合法性の確認

(1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施

(2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

(1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
・取引の実績
・合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

(2) 収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことを踏まえて合法性確認

2. 合法性の確認の単位

任意

※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない

※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

(3) 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲り渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

(4) 情報の伝達

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者に木材等を譲り渡す際に情報伝達の義務

1. 伝達する情報

- (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報
 - ① 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書等）をすべて収集できた場合はその旨
※ 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい（例：スギ、〇〇県、伐採造林届出書）
 - ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容（例：証明書なし）
- (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報（例：合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）

2. 伝達の方法

- (1) 電子メールやFAXを送信、情報をクラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す
- (2) 林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用する方法
- (3) 包装に印字、納品書等に印字

※ 口頭は不可

3. 情報伝達の義務が課されない場合

- (1) 消費者への譲渡し：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合
 - (2) 木材関連事業者ではない事業者への譲渡し：CW法対象外物品である木製食器を作る事業者に製材を譲り渡す場合、学校法人に木製机を譲り渡す場合
 - (3) 輸出する場合
- ※1 情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録保存の義務は課されることに留意
- ※2 消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務

(5) 素材生産販売事業者の情報提供

- 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務

1. 提供すべき情報の範囲

- (1) 「合法性の確認に資する情報」とは譲り渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要

2. 情報提供の方法

原則として、木材関連事業者に求められた方法で情報提供を行う

3. 義務が生じる期間

- (1) 木材関連事業者の求めがあった時点から、当該木材関連事業者が合法性確認を完了するまで
- (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が木材関連事業者から他の事業者へ譲渡されれば、応諾義務は消滅する

4. 応諾義務違反となる場合

木材関連事業者の求めに対して、何も応じない場合

※1 伐採から長期間が経過しており手元に情報が残っていない場合には、情報提供に応じられない旨木材関連事業者に回答すれば、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない

※2 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない

※3 原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてもよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない

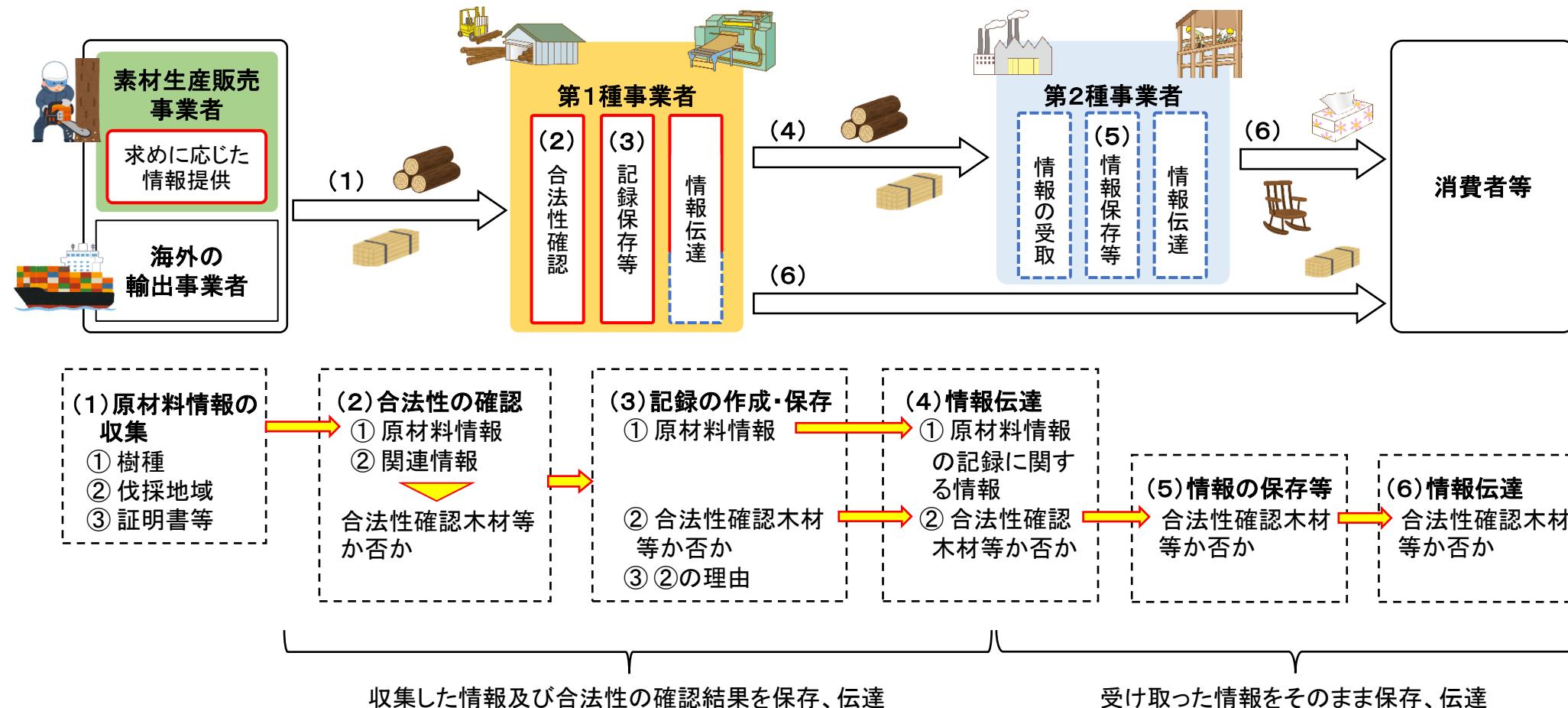
- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達
- (2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

→ : 情報の変遷

→ : 木材等の流れ

□ : 義務

□ : 努力義務



- 伐採造林届出書は原材料情報の証明書として活用可能ですが、樹種及び伐採地域も記載されているので、これ1枚で3つの原材料情報を提供することができます

伐採及び伐採後の造林の届出書				
市町村長 殿	住 所	原材料情報: 証明書		
届出人 氏名	(別添)	伐採計画書		
次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項です。				
本伐採は届出者である（のうち）〇〇が所有する立木（又は長期受委所有する立木）を伐採するものです。				
1 森林の所在場所				
尾鷲 市 町 郡 村	大字 字	地番		
2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり				
3 備考				
原材料情報: 伐採地域				
1 伐採の計画				
伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)			
伐採方法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%	
作業委託先				
伐採樹種	ヒノキ			
伐採齢				
伐採の期間				
集材方法	集材路の場合 ()			
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	・	延長 m
2 備考				

- FM認証を取得している森林所有者等が発行するSGEC認証材であることを示す文書は、クリーンウッド法の原材料情報の証明書として使用できます

○○ 株式会社
○○○○ 部署
代表 林野 太郎 様

納品書

発行日： YYYY年MM月DD日
発行者： ○○ 株式会社○○○○ 部署
所在地： ○○県 ○○○市○町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額： ¥999,999,999
消費税： ¥999,999,999
合計金額： ¥999,999,999

樹種	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用
スギ									宮崎県

- ・認証機関名-00×（認証番号）
- ・100%SGEC認証

原材料情報：証明書

→この例では、SGEC認証材であることを示す文書（納品書）をクリーンウッド法上の証明書として使用している

- 第1種木材関連事業者・素材生産販売事業者が義務として行う事項に対して、主務大臣による指導・助言から段階を踏んで罰則に至る場合があります
- また以下について、報告や立入検査の対象となる場合があります
 - ・木材関連事業者による合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況
 - ・素材生産販売事業者による原材料情報の提供の実施状況

【罰則に至るプロセス】

下記いずれかの実施について疑義がある場合等

第1種木材関連事業者

- ◆ 原材料情報の収集・整理(第6条)
- ◆ 記録の作成保存(第7条)
- ◆ 情報伝達(第8条)

素材生産販売事業者

- ◆ 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)

①指導・助言

なお規定に違反、又は違反するおそれがある場合

②勧告

なお勧告に従わない場合

③公表

⑤百万円以下の罰金

命令に違反した場合

④命令

なお正当な理由無く勧告に係る措置を行わない場合

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置①)

○ 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

1. 体制の整備

- (1) 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）
- (2) 取組方針の作成

2. 合法性確認木材等の数量を増加させるための措置

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる

- ・第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など
- ・第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のCW法の登録情報など

3. 違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置

- (1) 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討する
- (2) 違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

4. 消費者等への情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装に印字、納品書等に印字 等
店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイトに合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可

5. その他の措置

木材等を譲り渡す際に登録事業者等である情報の提供

第2種事業者の努力義務の概要

(法第13条 合法伐採木材の利用確保のために取り組むべき措置②)

第2

○ 第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1. 情報の受取

- (1) 第1種もしくは第2種事業者から情報を受け取る
 - ① 第1種事業者から：原材料情報の記録に関する情報及び合法性確認木材等であるか否か
 - ② 第2種事業者から：合法性確認木材等であるか否か
- (2) 合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、川上に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを行う

2. 情報の保存

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）
- (2) 方法：紙または電子
- (3) 作成の期限：遅くとも木材等を次の者へ譲り渡す時まで
- (4) 保存期間：作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

3. 木材関連事業者に対する情報伝達

- (1) 内容：合法性確認木材等であるか否か（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）
- (2) 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達
書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、 包装に印字、納品書等に印字 等

(1)違法伐採リスクは、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化することから、合法性の確認だけでなく、信頼性が高い取引先の選定や得られた知見を活用した取組の改善等を継続的に実施することでPDCAサイクルを回し、一連の取組の精度の向上を図ることが重要

(2)これらの措置を講ずることで、合法性確認木材等のみが取り扱われるようにしていく

1. 体制の整備

責任者の設置、取組方針の作成

2. 違法伐採リスクの低い木材を取り扱う信頼性が高い取引先の選定

譲受け等の取引相手の選定にあたっては、国が提供する情報※や取引実績、CW法の登録情報等を踏まえる

※ 国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令等。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供

3. 合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエスト

第2種事業者が、取引先から合法性確認木材等か否かに関する情報が伝達されない際に、より川上の木材関連事業者に対して合法性確認木材等か否かに関する情報のリクエストを実施

※第2種事業者から木材等を譲受ける場合は合法性確認木材等であるか否かの情報が伝達されない場合があるが、当該措置で合法性を確認することによって合法性確認木材等として譲り渡すことが可能。

4. 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合のフィードバック

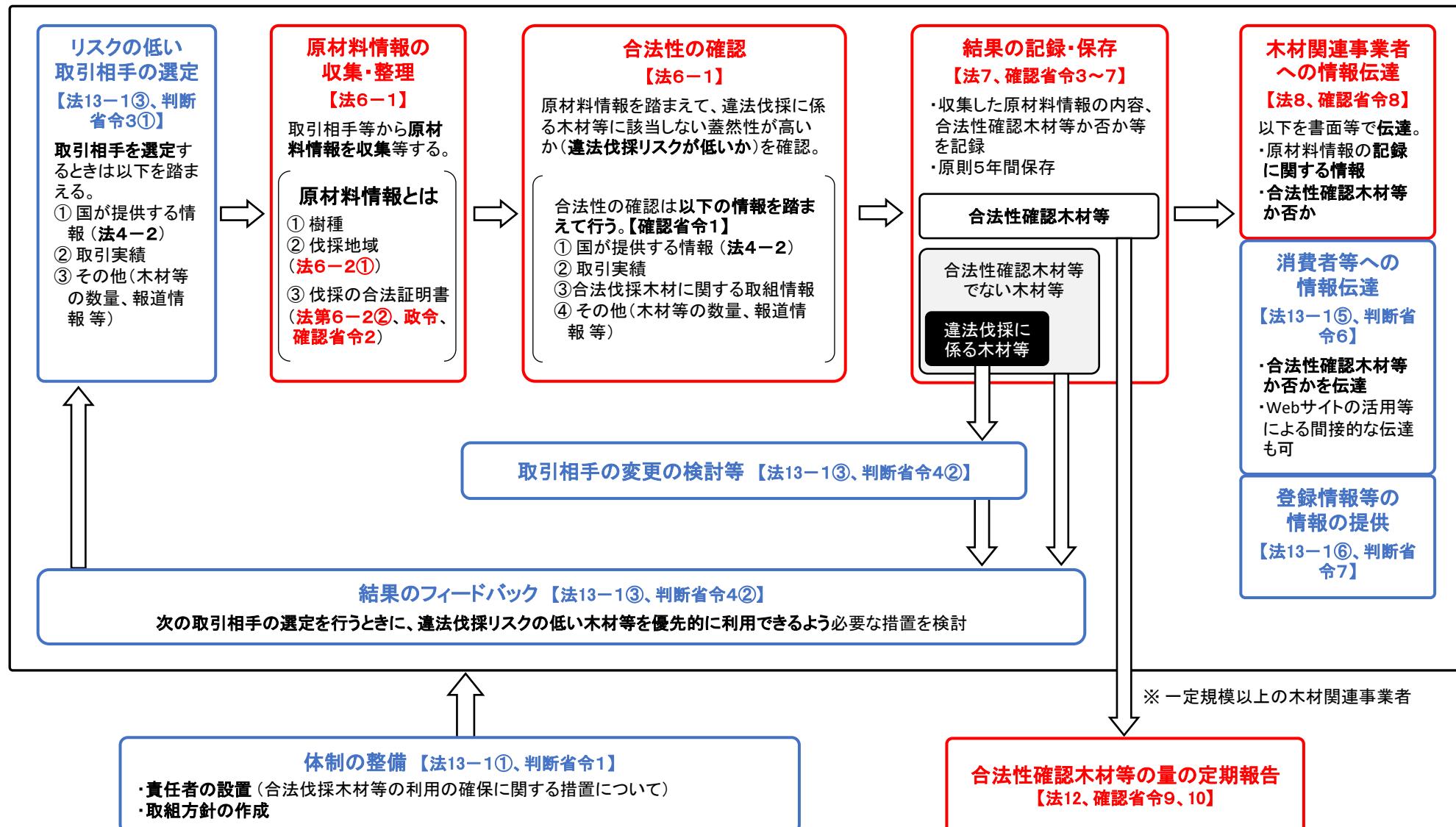
次の取引先の選定の際、リスクの低い木材を利用できるように見直し措置を検討する

5. 違法伐採に係る木材を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う

【第1種事業者の取組の全体像】

□ : 義務

□ : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。 法：改正CW法本文、政令：法第6条第2項第2号の情報を定める政令、確認省令：法第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令、判断省令：木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

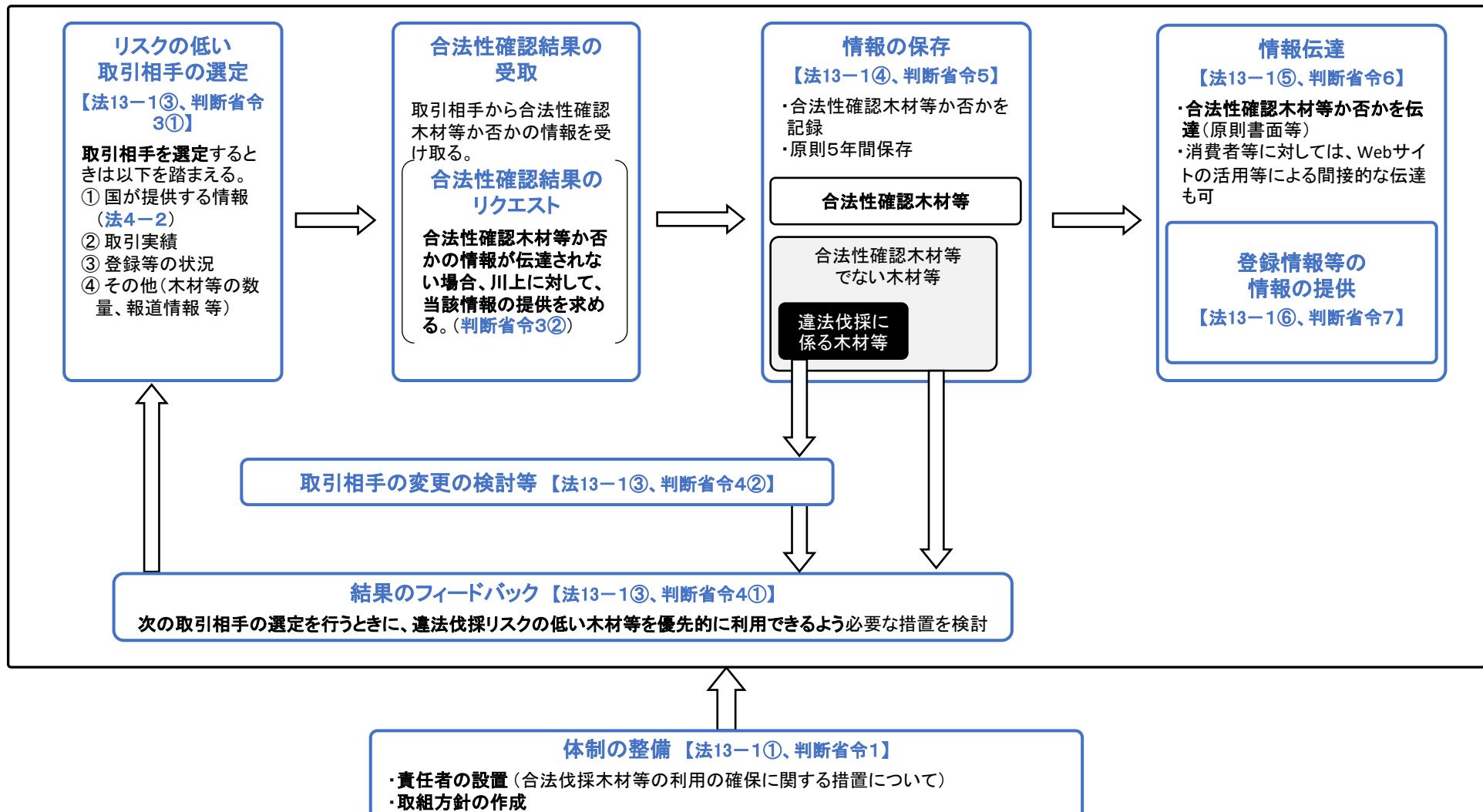
※2 図内で引用法令の条項の表記は次の例にならう。（例）第1条第1項第1号：1-1①

合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクル③

第2

【第2種事業者の取組の全体像】

 : 義務 : 努力義務



※1 図中の次の表記は、それぞれ次の法令に対応する。法：改正CW法本文、判断省令：木材関連事業者の合法性確認木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
※2 図中で引用法令の条項の表記は次の例にならう。(例)第1条第1項第1号：1-1①

クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。

木材生産販売事業者、木材関連事業者が利用できます！

クリーンウッドシステムの主な機能

- 1 原材料情報の登録**
原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。
- 2 合法性確認結果の登録・記録の作成**
原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。
- 3 情報伝達**
原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行えます。
納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報も一緒に伝達できます。
- 4 報告書作成・データ集計**
登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

利用者登録申請について

システムの利用には利用者登録が必要です。
利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）
<https://www.rina.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html>

利用者登録申請については
こちらからアクセスできます→



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



- 一覧で管理、検索可能
- 大量の書類の保管不要

(参考) クリーンウッドシステムの操作画面



操作マニュアル ヘルプ 利用者情報

原材料情報登録

原材料情報を登録します。必須事項を入力後、内容確認ボタンを押してください。

区分 必須
国産材か輸入材かを選択してください。

国産材 輸入材

例えば、左の画面では原材料情報の登録ができます。

- ・伐採地域
- ・樹種
- ・証明書（ファイルのアップロードが可能）

複数の原材料情報をまとめて保存することもできます。

15

- 林野庁情報サイト「クリーンウッド・ナビ」において、法の制度解説や様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載
- 本資料についてのご質問やご相談は、下記リンク先の窓口へ

【クリーンウッド・ナビ お問合せ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html>

